

第1条第2項に移すことにより、内閣による職権の行使及びこれと表裏をなす国会（ひいては主権者である国民⁴）に対する内閣の責任とを一体として規定するものである。

②内閣総理大臣の国政上の位置付け

改正としては、第1条第2項に「全国民を代表する議員からなる」（国会）という文言を挿入し、第2条第1項に「国会の指名に基づいて任命された」（首長たる内閣総理大臣）と「内閣総理大臣により任命された」（国務大臣）という文言を挿入するものである。

2. 解説

(1) 第1条第1項について

「職権を行う」とした理由は次のとおり。「職権を行う」とは、内閣による個々具体的な行政権の行使を、能動的にとらえた概念である。一方、「行政権の行使」は、内閣による行政権の行使を一般的、静態的にとらえた概念であると解される（3. 諸論点【論点5】参照）。

「国民主権の理念にのっとり、……職権を行う」とすることにより、行政権の行使が国民主権にのっとるべきことを一般的、抽象的に述べるのではなく、個々具体の職権の行使についても、これが国民主権の理念にのっとり行われるべきという、規範的意味を持たせようとするものである。

(2) 第1条第2項について

内閣の責任に関する条文は、現行第2条第2項にあるにもかかわらず、本改正案では、第1条第2項に移動した。これは、第1条第1項で内閣の職権の行使が国民主権の理念にのっとるべきことを規定した上で、本項で内閣の責任を規定することにより、内閣法冒頭の同一条内で、内閣の職権とこれと表裏の関係にある責任の両方を規定することにより、行政権の行使に対する民主的統制の重要性を強調することを意図したものである。

また、現行第2条第2項は、内閣の国会に対する連帯責任について規定しているが、同項の「国会」に「全国民を代表する議員からなる」という文言を付

した。これは、主権者である国民の行政に対するコントロールの趣旨をより強調するためのものである。

内閣法

○第1条及び第2条^(第41)（国民主権の理念）

（条文案）

第一条 内閣は、国民主権の理念にのっとり、^(第42)日本国憲法第七十三条その他日本国憲法に定める職権を行う。^(第43)

2.^(第44) 内閣は、行政権の行使^(第45)について、全国民を代表する議員からなる^(第46)国会に対し^(第47)連帯して責任を負う。

第二条 内閣は、国会の指名に基づいて任命された^(第48)首長たる内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された^(第49)国務大臣をもつて、これを組織する。

2 前項の国務大臣の数は、十四人以内とする。ただし、特に必要がある場合においては、この数を十七人以内とすることができる。

（現行）

第一条 内閣は、日本国憲法第七十三条その他日本国憲法に定める職権を行う。

第二条 内閣は、首長たる内閣総理大臣及び二十人以内の国務大臣を以て、これを組織する。

2 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。